

(別表3) 危機レベル

危機レベル	危機の状況	本部体制	危機管理監の役割	各種危機主管課の役割
レベル1	主管課による対応で措置できる場合	■情報連絡体制 1 主管課主要職員 2 必要な応急対策の実施	1 報告の聴取	必要に応じて情報の収集、伝達
レベル2	主管部局等による対応で措置できる場合	■部局危機対策本部体制 1 危機対策本部の構成 (1) 本部長 主管部局等の長 (2) 副本部長 主管課長 (3) 本部員 主管部局危機管理担当者・本部長が指名する職員 2 対応方針を決定	1 報告の聴取、必要な指示 2 市長等との連絡調整 3 主管部局等が不明確な場合の調整 4 危機レベル移行の調整	必要に応じて情報の収集、伝達 危機対策本部の事務局を担当
レベル3	複数の部局等が連携して対応する必要がある場合	■複数部局危機対策本部体制 1 危機対策本部の構成 (1) 本部長 主管部局等の長又は危機管理監 (2) 副本部長 主管部局等の長 (3) 本部員 主管部局危機管理担当者・本部長が指名する職員 2 対応方針を決定		
レベル4	全庁的に対応する必要がある場合	■市危機対策本部体制 1 危機対策本部の構成 (1) 本部長 市長 (2) 副本部長 副市長、教育長、消防長 (3) 危機管理監 (4) 本部員 本部長が指名する職員 2 対応方針を決定	1 本部長等の補佐 2 報告の聴取、必要な指示 3 各部局等の所掌事務の調整	